

ニチユ物流株式会社に対する勧告について

平成21年6月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ニチユ物流株式会社（以下「ニチユ物流」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対して勧告を行った。

1 関係人の概要

| 事業者名 | 本店所在地 | 代表者 |
|-----------|---------------|----------------|
| ニチユ物流株式会社 | 川崎市川崎区千鳥町3番2号 | 代表取締役 青柳 憲夫 |

2 勧告の概要等

(1) 違反事実の概要

ニチユ物流は、業として行う貨物運送又は倉庫における保管を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「取扱手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年6月から同20年5月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた（減額した金額は、下請事業者6社に対し、総額1673万7291円である。）。

なお、ニチユ物流は、平成20年12月26日から同21年3月4日までの間に、当該下請事業者に対し、減額した金額を返還している。

(2) 勧告の概要

ア 前記(1)の減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨を取締役会の決議により確認すること。

イ 前記アに基づいて採った措置及び下請代金の額から減じていた額を下請事業者に対し支払った旨並びに今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通） |
| ホームページ | http://www.jftc.go.jp |

ウ 前記ア及びイに基づいて採った措置並びに下請代金の額から減じていた額を当該下請事業者に対し支払った旨を取引先下請事業者に周知すること。

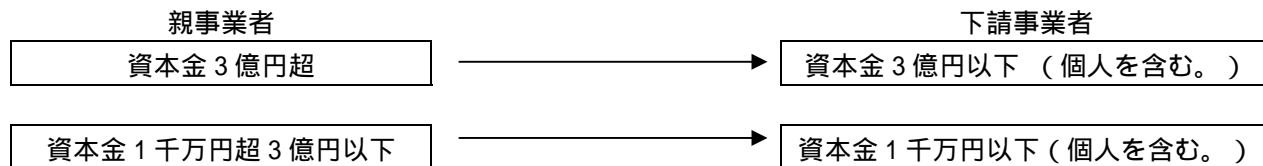
下請法の概要

目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

親事業者，下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

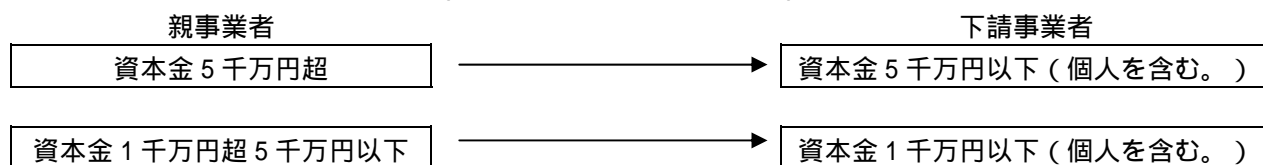
a．物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



政令で定める情報成果物作成委託...プログラム

政令で定める役務提供委託...運送，物品の倉庫における保管，情報処理

b．情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

a．義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b．禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第百二十号）

（定義）

第二条（略）

2～3（略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5～6（略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～四（略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三～四（略）

9～10（略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～二（略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七（略）

2（略）

（勧告）

第七条（略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3（略）